

第3回合併協議会会議録

日 時 平成16年3月9日(火)午後2時00分～

場 所 広見町民会館 3階大会議室

広見町・日吉村合併協議会

第3回 会議次第

- 日程第1 開 会
- 日程第2 会長あいさつ
- 日程第3 開議
- 日程第4 会議録署名委員の指名
- 日程第5 報告
- (1) 報告第12号 新町名候補選定小委員会報告について
- 日程第6 議案
- (1) 議案第8号 平成16年度広見町・日吉村合併協議会事業計画について
- (2) 議案第9号 平成16年度広見町・日吉村合併協議会予算について
- 日程第7 協議
- 継続協議
- (1) 協議第3号 新町の名称について
- (2) 協議第6号 町村議会議員の任期及び定数の取扱いについて
- 新規協議
- (1) 協議第19号 使用料、手数料の取扱いについて
- (2) 協議第20号 各種事務事業（議会業務）の取扱いについて
- (3) 協議第21号 各種事務事業（企画業務）の取扱いについて
- (4) 協議第22号 各種事務事業（広報広聴業務）の取扱いについて
- (5) 協議第23号 各種事務事業（管財業務）の取扱いについて
- (6) 協議第24号 各種事務事業（電算業務）の取扱いについて
- (7) 協議第25号 各種事務事業（税務業務）の取扱いについて
- (8) 協議第26号 各種事務事業（選挙管理委員会業務）の取扱いについて
- (9) 協議第27号 各種事務事業（監査委員業務）の取扱いについて
- (10) 協議第28号 各種事務事業（林業業務）の取扱いについて
- (11) 協議第29号 各種事務事業（水産業務）の取扱いについて
- (12) 協議第30号 各種事務事業（商工観光業務）の取扱いについて
- (13) 協議第31号 各種事務事業（建設業務）の取扱いについて
- (14) 協議第32号 各種事務事業（都市計画業務）の取扱いについて
- (15) 協議第33号 各種事務事業（水道業務）の取扱いについて
- (16) 協議第34号 各種事務事業（農業委員会業務）の取扱いについて
- (17) 協議第35号 各種事務事業（戸籍住民業務）の取扱いについて
- (18) 協議第36号 各種事務事業（国保業務）の取扱いについて
- (19) 協議第37号 各種事務事業（年金業務）の取扱いについて
- (20) 協議第38号 各種事務事業（介護保険業務）の取扱いについて
- (21) 協議第39号 各種事務事業（保健業務）の取扱いについて
- (22) 協議第40号 各種事務事業（高齢者福祉業務）の取扱いについて
- (23) 協議第41号 各種事務事業（社会福祉業務）の取扱いについて
- (24) 協議第42号 各種事務事業（社会福祉協議会業務）の取扱いについて
- (25) 協議第43号 各種事務事業（児童福祉業務）の取扱いについて
- (26) 協議第44号 各種事務事業（診療所業務）の取扱いについて
- (27) 協議第45号 各種事務事業（学校教育業務）の取扱いについて
- (28) 協議第46号 各種事務事業（社会教育業務）の取扱いについて
- (29) 協議第47号 各種事務事業（社会体育業務）の取扱いについて

(30) 協議第48号 各種事務事業（文化芸術業務）の取扱いについて

日程第8 その他

(1) 第4回広見町・日吉村合併協議会の日程について

日程第9 閉会あいさつ

日程第10 閉 会

家森次長 失礼します。定刻になりましたので、ただいまから第3回会議を開催いたします。

開会にあたりまして、山本会長がごあいさつを申し上げます。

山本会長 皆さん、こんにちは。第3回の広見町・日吉村合併協議会の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し述べたいと思います。3月に入りましてから、身が縮むような雪に見舞われまして、昔から三寒四温と言いますけれども、今日はこのように穏やかな天候でありまして、春の息吹を実感しとるところでございます。

本日は、第3回の協議でございまして、全委員さんのご出席を賜りましてありがとうございます。先刻伺いますと、酒井委員におかれましては、上京されるご予定でございまして、4時頃にご退席だそうでございますが、そういう旨のご連絡ございました。

さて、本日の会でございますが、すでにお手元に差し上げとりますように、かなり提案案件が多いわけでありまして、報告は1件、それから議案が2件、継続の協議が2件、そして新規の協議案件が30件というふうに、実に膨大な提案でございますが、過去に2町1村のいわゆる、きほく合併協議会で議論を重ねてまいりました内容がほとんどでございますので、順調に推移するかなというふうに期待をいたしておりますが、どうか一つ慎重にご審議を賜りまして、確認を頂戴いたしたいと考えております。なお、毎回でございますが、傍聴にご来席いただきました方々にも、心から敬意を表したいと思っております。

それでは、ただ今から会議を開かせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

家森次長 では、会議に先立ちまして、本日は岩本委員そして赤松・高山両顧問が、所用により欠席していることを報告させていただきます。

なお、協議会規約の規定によりまして、これからの会議進行は山本会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

山本会長 それでは、会議に入りますまでに、会議録署名委員の指名を行いたいと思っております。私のほうで指名をさせていただきますので、よろしくお願いしたいと思っておりますが、今回は、広見町の松本功委員、日吉村の渡辺文恵委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは日程第5、第1回の新町名候補選定小委員会が去る2月の20日に、当会館で行われましたけれども、この件につきましては後ほどの協議、日程第7でございますが、協議第3号でご提案申し上げますので、その折に委員長報告を賜ってご協議をいただきたいと思います。存じます。

次に日程第6、議案第8号でございます。平成16年度広見町・日吉村合併協議会事業計画について、本案について事務局の説明を求めたいと思

います。

松本班長

失礼いたします。会議資料の2ページをお開きをお願いいたします。議案第8号、平成16年度広見町・日吉村合併協議会事業計画について、ご説明をいたします。

平成16年度事業計画といたしましては、平成15年度に引き続きまして、協議会を始め各種会議を開催することとしておりますし、協議項目の協議、それから新町建設計画の作成等を行う予定にしております。また、協議会だよりの発行等による情報の提供を行っていく予定です。さらに、本年度は合併が近づきますので、その合併を円滑に実施するために、合併協議会におきまして確認をされました協議方針に基づきまして、事務等の調整を進めていくというふうに考えております。以上、平成16年度事業計画についての説明といたします。よろしくご審議をお願いいたします。

山本会長

はい、以上で説明が終わりました。この件について、ご意見等ございましたら頂戴したいわけではありますが。原案のとおり、よろしゅうございましょうか。

全委員

異議なし。

山本会長

はい、ありがとうございます。原案のとおり、承認されました。

続きまして議案第9号、平成16年度広見町・日吉村合併協議会予算についてを議題として、事務局の説明を求めたいと思います。

松本班長

続きまして、3ページをお開きください。議案第9号、平成16年度広見町・日吉村合併協議会予算について、ご説明いたします。

16年度予算につきましては、歳入・歳出それぞれ1,900万円としております。4ページの方を、お目通しをいただきたいと思います。

まず、歳入につきましては、負担金1,400万円、県支出金200万円、繰越金299万9千円、諸収入1千円、歳入合計1,900万円となっております。

次に歳出に移りますが、協議会の運営費といたしまして、まず会議費に246万8千円計上をしております。この主なものにつきましては、協議会開催に伴う委員報酬、旅費等でございます。次に、事務費751万2千円を計上しております。この主なものは、事務局で使用いたします事務機器のリース料、あるいは用紙などの消耗品費、さらに協議会だよりなどの印刷製本費等でございます。次に事業費といたしまして、873万5千円計上しておりますが、この内事業推進費として、60万5千円を計上しております。この主なものにつきましては、新町の町名・町章募集等に係る当選者報償金を予定をしております。次に、調査研究費に813万円計上

しております。調査研究費の主なものといたしましては、電算化統合業務、条例規則策定業務等の委託料でございます。最後、予備費として28万5千円を計上しております、歳出合計が1,900万円となっております。以上、よろしくご審議をお願いいたします。

山本会長 説明、終わりました。ここで、ご質疑・ご意見をいただきたいと思ます。

坂本委員 原案に異議なし。

山本会長 はい。異議なしの声をいただきましたが、いかがでございましょうか。格別ご異議ないようでございますので、原案のとおり承認することに決定したいと思ます。ありがとうございました。

それでは、続きまして日程第7、協議でございますが、協議第3号、新町の名称について。先刻ご紹介いたしておりますように、去る2月の20日でございますか、小委員会開かれておりますので、その状況を宮本委員長のほうからご説明、報告をいただいて、なお事務局の説明も求めたいと思ます。

宮本委員長 それでは、第1回の新町名候補選定小委員会で協議いたしました内容につきまして、その概要をご報告いたします。

第1回の小委員会は、全委員が出席いたしまして、2月20日午後2時から、広見町民会館3階大会議室において開催いたしました。小委員会では、まず、新町名候補の選定について、委員それぞれの意見を述べていただきました。きほく合併協議会で確認した「きほく」の取扱いをどうするか、またきほく合併協議会で募集した応募作品の中から、再度選定してはどうかという意見も出ましたが、それぞれの意見を集約した結果、小委員会としては再度公募してはどうかという結論に達し、別紙資料にございますように、応募要綱等の確認をいたしました。応募要綱等につきましては、きほく合併協議会で行った募集内容とほとんど変更はありません。募集期間につきましては、4月1日から4月25日を予定しております。賞金については、名付け親大賞を5万円といたしました。また、名付け親賞を8名に、アイデア賞を3名に、いずれも若干名減らさせていただきました。佳作については、同数としております。詳細については、別紙資料をお目通しいただきますよう、お願いいたします。以上、第1回新町名候補選定小委員会の報告とさせていただきます。

山本会長 はい、ありがとうございました。それでは続きまして、資料説明を事務局にお願いしたいと思います。

松本班長 失礼いたします。協議第3号、継続協議としております新町の名称につきましては、前回の協議会の協議の内容を踏まえまして、町民から十分な理解が得られるように、小委員会それから協議会において改めて検討、協議をするということになりましたので、前回提案してありました「新町の名称は、きほく町とする。」という調整方針案は、今回示しておりません。協議会の場で、新しい町にふさわしい名称についてご審議をいただきますよう、よろしく願いをいたします。以上、説明といたします。

山本会長 説明、終わりました。どうぞ、ご意見を受けたいと思います。どうぞ。

坂本委員 今ほど、委員長のほうから協議事項の報告をされましたのに、それに反発するような意見を申し上げて、誠に恐縮でございますが。この新町名の公募の結果、それに対する報償金をということでございますが、この公募の範囲内が広見町・日吉村の住民に限るという範囲を設定しておりますから、やはり新しく生まれる我が町の名前を名付けていただく方に対して、報償金ということで現金あるいは図書券あたりを提供するような方針だろうとは思いますが、やはり住民が将来の我が町の名付けをするということですから、報償金ということでなしに、たとえばその名誉を讃えるために、新町の町誌等に確定する名前を掲載された方の、名前を掲載すること、こういった方法をとって、報償金はこの際止めるほうがいいんじゃないかならうかと思いますが、いかがでしょうか。

山本会長 ただ今、坂本委員のほうから、新しいご提案がありました。前は、全くこういう角度からの議論はなかったわけですが、この際新しいご提案に対して、皆さん方のご意見を受けてみたいと思います。

町誌とおっしゃるのは、何でしょうか、10年おきとか20年おきに発行いたしておりますが、その町誌というご主旨ですか。そうですか。

これは、それぞれお考え方が分かれると思います。これを切りに、何がしかの形を付けてお讃えするという方法と、金銭はからめずに末永く町誌に掲載をして敬意を表するというふうなお考え向き。いずれも、私はうなづける面があるわけですが、変わったと言いますか、別の角度からのご意見がございましたら出していただきましょうし。今、坂本委員のご発言にご賛同の方もおいでとは思いますが、どういたしましょうや。数で確認ということも、方法ではあるんですけども。

どうぞ、河野委員。

河野委員 今ほどの提案でございますが、基本的に賛成でございます。ただ、入選した人がどのような方法で顕彰するかという方法につきましては、今一つの方法としては、新町発足時に公表をするとかいう方法もありましよう

し、そのほかの方法もあろうと思います。そしてもう一つ、この記念品の贈呈の種類があまりにも多いので、私は一つでもいいんじゃないかなというふうな気がいたします。基本的には、坂本委員の意見に賛成です。

山本会長 どうぞ、松本委員。

松本委員 私は、この原案に賛成という形でちょっと言わせていただきますが。と申しますのは、やはり町誌とかに載せられるのは、当然後日そういった冊子を出すときには、当然載せてあげるべきじゃないかと思えますし、一応募集をかけて、より町民多くの方々がこの町名に参加をするという意味からおいても、やはりこういった気持ちだけの懸賞をつけるということも、一つの大いに宣伝して、町民の皆さんから参加させるという意味からおければ、この程度の懸賞金はおいてやったほうが、募集能力が上がるんじゃないかなというふうな気もいたします。

山本会長 ありがとうございます。日吉のほうからないでしょうかね、ご意見。どうぞ、芝委員。

芝委員 せっかく小委員会がですね、発足をして、その中でご相談をなさって、いろいろな方向を検討されておりますので、これで決定ということではないと思えますから、この件についてはですね、私は小委員会として選任をした方々の、いわゆるそういったことを重んじて小委員会にお任せをしたいと、決着についてはですね、そういうふうに考えますが。とりつめて、何と言いますか、合併の基本的根幹に関わるような重大な問題でも、いわゆる金額についてはですよ、その名前ということについては、これは非常に新しい町のイメージを表すものですから、これはよほど慎重な考え方で選定をしていただくようにと。そういう意味でもですね、やはりこの新町名の委員会のほうに十分なお努力をしていただくように、お任せをしておきたいと。そのような考え方で、私はおります。以上です。

山本会長 ほかにないでしょうか。

小委員会に出ておられる方は、当然この原案を作っとられますんで、もちろん同調だというふうに理解いたしますが、その他の委員のお方でご意見あれば伺っておきたいと思えます。

はい、馬木委員。

馬木委員 これはもう小委員会のほうで、十分審議していただいとるんで、原案どおりで結構だと思います。

山本会長 今、いわゆる賞金と言いますか、賞品のご意見があったわけであ

りますが、その前段として、公募すべきかどうかという大きな問題もあるわけなんです。これについても、併せてご議論を承っておきたいと思えます。

どうぞ。

大森委員

公募するかどうかということ等についても、これは最初から小委員会を設置する時に、そういうことを小委員会で協議してほしいということで、小委員会を設置したんじゃないかというふうに思います。ですから、私はこの委員長が先ほど報告された方向で、進んでいいんじゃないかと。あまり、こう委員会の決定されたことにいろいろするのはどうかと。それやったら、もう委員会設置しないほうがいいんじゃないかなというふうな気もいたしますので、そのように考えます。

山本会長

はい。先ほどの委員長さんの報告の中にも出ておりましたが、前回のきほく協議会で確認をした「きほく」、いわゆる平仮名の「きほく」であります。この取扱いをどうするかということについても触れてですね、検討されております。そういう結果を踏まえて、委員長報告のとおり公募にしたいと。小委員会の大多数と言いますか、恐らく全員一致でこういうことになったと思っておりますが、そういう方向、さらに賞金につきましても、ちょっと試算いたしますと18万5千円でございますか、これほどのものを使って商品券ないしは図書券で、というふうなお考えであります。それに対して、今1、2のご意見があったわけでありまして。

急ぐわけありませんが、決を採ると言いますか、集約をさせていただければ、やはりもう挙手で一応確認をさせていただく以外ないと思えますが、どんなものでしょうか。

お諮りするとすれば、原案をと言いますか、小委員会の委員長報告を承認するという形で、皆様のご意見を伺いたいと思えますが、いかがでございますでしょうか。かまいませんか。坂本委員、いいでしょうか。

坂本委員

冒頭にこだわることはないんですけどね。今ほど日吉の助役が言われるように、小委員会を設置しとるから、小委員会の意見にまた反する意見を出すなら、小委員会作らんほうがいいという、それはあまりにも極端なことだと私は思いますけど、それにもこだわりはしませんけれど。

これも想像なんです。2町1村の時と全く同じ「きほく町」になった時に、あの時は名付け親大賞が10万円やったんですね。今度は5万円になるというようなこと、いろんなことが複雑なことで、名付け親が新しく今度公募するのも同じ「きほく」ということになると、名付け親になった人が2人できると。いや、あんたじゃない、わしじゃないというようなことになるだろうと。そこで、10万円の時と5万円の時というようなことにならないように、やっぱり同じ町名を、同じ名前の「きほく」ということに出てき

た時にはどうするのかということ。じゃ同じ名前なら、仮にですよ、こんなことは小委員会の報告にないんですけど、同じ「きほく」やったらもう商品券は出さないと言うたら、いうことに条件が付くと、「きほく」というものは、商品券を頂くためには名付けをしないほうがいいという、別な名前を商品券のために、賞品のためにそういう町名を模索するということの懸念もあるんじゃないか、ということを考えてましたから。むしろ同じ、どういう名前になるか知らないけれど、選考の結果その名前になった人をすべて将来に讃えていくと、紹介をするということのほうが最もいいんじゃないかなと思うから、あのような提案をしたんですが。あまり、こだわりはしませんよ。

山本会長 はい、谷口さん。

谷口委員 名付け親大賞・親賞というのは、ただ抽選でそれが決まるということで、あまり意味がないんじゃないかなと思うふうな感じはします。ただ賞金なりを出すために、8人の親賞を出すということであるのか。先ほどの意見のように、本当に親大賞ですか、これでいいんじゃないかなと思う。あと8人も抽選で決めるのは、あまり意味がないように思うわけなんですけど、そこらへんちょっと説明をいただいたらと思います。

山本会長 事務局に考え方を求めたいわけですが、これはなかなかこうだという、どう言いますか、理論付けは難しいと思うんですよね。前回の場合も第1位が「きほく町」でありましたが、相当数ありまして、結局抽選で大賞1名、そして親賞を何名ですか、出したわけですが。そういうことで、おっしゃるようにそういう意味からいくと、格別深い意味合いがあるわけありませんが、新しい町をおこすについて、名前を皆さんから出していただいて、いわゆる関心を高めるというふうな一つの大きな、そういう側面のねらいが私はあるんじゃないかと思っておりまして、それに対するささやかな報償と言いますか、お礼を差し上げるというぐらいに、私は受け止めとったわけなんですけども。お話聞きますと、なるほどなというふうになづけない面もありません。

坂本委員 会長。

山本会長 はい、どうぞ。

坂本委員 あまりこだわることはないんですけど、これは4月に公募をするということですから、まだ日にちがありますから、小委員会にいろんなものを模索しながら慎重に検討していただくということで、これはすべてを継続ということでもいいんじゃないかと思えますけど。いかがでしょうか。

山本会長 そう言われますが、スケジュールからいくとですね、4月1日に公募開始をして25日締切りということですから、次の合併協議会、この協議会の予定が4月の7日ですかね、4月7日までに再度ご検討願うというふうな運びになるわけですが。そうすると募集開始をずらすということにしないと、1日に募集をかけたは、募集要綱と内容が変わってくるということが起きた場合には、また混乱来たしますんで、そこの扱いをよく考えとかんとですね。4月1日公募開始を、ちょっとこれをずらさんと。
どうぞ。

松浦副会長 私たちのほうであまり話をすると、いろいろ誤解を受けやすいんですけども。前回の委員会でいろいろ議論があってですね、小委員会を設定をするということでした。その結果が今日の資料に基づく委員長さんの発表、そしてまた事務局の説明ということでございますが。
先ほど来、議論になっておりますことは、きほく合併協議会でも当然あったことでして、そのことをあまりこだわらないでですね、私は小委員会の結論で一つご同意をいただければ、一番うまくご理解をいただけるのではないかなという思いがいたしております。これは、あくまでも私の考え方ですが。

山本会長 今松浦町長のほうから、お聞きのようなご発言ございました。いろいろご意見ございますけれども、ご了解がいただけるのであればですね、小委員会の委員長の報告のとおり運ばしていただきたらと思っておりますが、いかがでございましょうか。

全委員 異議なし。

山本会長 かまいませんか。それでは、いろいろご議論いただきましてありがとうございます。結果といたしましては、宮本小委員長の報告のとおり、今後のスケジュールどおりに運んでいただきたいというふうに、確認と言いますか、決定をさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。
それでは続きまして、継続協議でございますが、協議第6号ということでありまして、町村議会議員の任期及び定数の取扱いについて。この件につきましても、前回の協議会でいろいろご議論をいただきまして、お互い3月の定例議会に時間をとっていただいて、この件については集約をお願いするというで別れておりましたが、先日の会合の席上でいろいろ出ましたご意見を、一応事務局の考え方として数字的に挙げておりますので、これを含めて事務局の説明を求めておきたいと思っております。

松本班長 それでは、6ページをお目通しいただきます。協議第6号(継続協議)、

町村議会議員の任期及び定数の取扱いについてであります。1、議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成17年4月30日まで引き続き新町の議会議員として在任する。2、新町議会議員の定数は、16人とする。3、選挙区については、1選挙区とする。4、新町議会議員の報酬の額は、広見町の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整するとなっております。

修正した基本調整方針案につきましては、1の合併特例法に規定する特例の適用につきましては、在任特例を適用いたしまして、その在任期間は17年の4月30日までとすると。このことについては、変更ありません。2の新町議会議員の定数につきましては、16人とすると明記をしております。また3の選挙区につきましては、選挙区は設けないこととし、新町の区域において選挙することとしました。従いまして、新町の区域をもって一つの選挙区とするということから、1選挙区とする、としたものであります。4の議員の報酬につきましては、変更はありません。以上、ご説明とさせていただきます。

山本会長

はい。以上で原案の説明が終わりましたが、先ほど申し上げましたように、確認については3月の定例会後でありますから、4月7日の予定の第4回協議会で確認をさせていただきたいと思っております。それぞれの町村の議会におきまして、この原案で一つご検討させていただきたい、というふうに考えておりますがいかがでございましょうか。

全委員

異議なし。

山本会長

それではご異議ございませんので、継続協議ということで、この原案でよろしくご審議をお願いしたいと思います。

それでは、これからがいよいよ新規の協議でございますが、30件ございます。従いまして、1件1件取り上げますとかなり時間がかかりますので、5件ずつまとめさせていただいて一括説明を申し上げ、確認は1件ごとにとらせていただきたいと思いますというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、協議第19号から5件について、事務局のほうから一括説明を求めたいと思っております。

宮本班長

失礼をいたします。会議資料の7ページをお開きください。きほく合併協議会では、使用料、手数料の取扱いにつきましては、水道料については（その2）という形で分けて提案をしておりましたが、今回は一つの協議議題として提出をしております。

内容についてご説明申し上げます。協議第19号使用料、手数料の取扱いについて。1、事務手数料等については、新町における住民の一体性の

確保及び負担公平の原則から合併時に統一する。2、施設等使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、類似する施設の使用料については、新町において引き続き検討する。3、水道料金については、現行どおりの料金体系とし、日吉村にある小規模水道については、現行のまま新町に引き継ぐ。4、水道加入金については、広見町の例による。5、水道業務に係る手数料については、合併時に統一を図るとしております。

参考資料の7ページをお開きください。項目別調整方針の留意事項、根拠法令、先進事例につきましては、前回と同じ内容ですので説明は省略させていただきます。

参考資料の9ページから11ページにかけては、各種証明料、手数料についての現況及び具体的な調整案としまして、新町での手数料案を記載しております。

12ページに広見町の欄の社会体育業務の中に、愛治グラウンドというのが入っておりますが、これは実際もう愛治グラウンド自体が売買契約がなされまして、現在ありません。前回の折にはあったものでして、実際ここから落とす予定でしたが落ちておりませんので、ちょっとその分だけ線を引いて消していただけたらと思っております。12ページから22ページにかけては、2町村の公共施設使用料、利用料、また公営住宅料などの現況を記載しております。たくさんの資料ですので、十分に内容をまた目を通していただけたらと思っております。これらの使用料、住宅料などにつきましては、それぞれの施設の状態、利用状況などに差がありまして、合併による急激な変更は好ましくないため、原則として現行の金額としますが、類似施設で著しく差のあるものについては、合併までに担当分科会で調整を行い、また内容によっては新町移行後も引き続き検討を行ってまいります。

次に23ページ、24ページに、水道料金、それから加入金、水道関係の手数を記載しておりますが、前は簡易水道料金について松野町の料金体系の中で調整を行っておりましたが、松野町が外れましたので、現行の日吉村の水道料金で新町に引き継ぐこととしております。水道料金につきましては、企業会計も特別会計についても、健全な財政運営の観点から、新町移行後も必要に応じて随時見直しを行ってまいります。加入金につきましては、広見町の例により調整を行ってまいります。一般の家庭での加入はありませんが、口径50mm以上の水道につきましては、新たな基準としまして調整を行います。その他の手数料につきましては、前回の調整案と変わりなく、現在の手数料の状況を精査し、統一した項目及び手数料を定めるよう調整いたします。これら使用料、手数料につきましては、合併初日から、各種窓口事務などの住民サービス業務を行った場合について、それぞれ事務手数料が発生することから、事前に協議を行い条例整備を行っておく必要があります。また各施設等につきましても、それぞれ住民の使用があることから、手数料と同じく合併初日からの条例制定が必要

となってまいります。

続きまして議会業務ですが、会議資料の8ページをお開きください。協議第20号各種事務事業（議会業務）の取扱いについて。議会業務については、新町に移行後速やかに調整するとしております。この内容につきましては、きほく合併協議会からの変更はありません。

内容についてご説明申し上げますが、参考資料の25ページをお開きください。

まず会議の状況ですが、定例議会、臨時議会について特に差はありません。具体的調整方針としまして、定例、臨時議会については、地方自治法の規定に基づき開催するとしております。

次に委員会の設置状況については、若干の差があります。具体的調整方針としまして、委員会については、地方自治法の規定に基づき新町条例で設置を定めるとしております。

続きまして議会広報の状況ですが、広見町については町の広報を利用し随時掲載されております。日吉村については、定例議会ごとに年4回の回数で議会広報を発行しております。具体的調整方針としまして、議会広報については、新町移行後、議会議員の協議により調整するとしております。

次に企画業務です。会議資料の9ページをお開きください。協議第21号各種事務事業（企画業務）の取扱いについて。1、地域活性化助成事業については、新町において新たに制度を定める。2、地域交通体系については、新町において十分な計画により構築を図るものとする。3、若者定住住宅奨励金制度については、新町において新たに検討する。4、集会所については、現行のまま新町に引き継ぎ、管理について新たな基準を設ける。5、国際交流事業については、基本的に新町に移行後速やかに調整する。なお、広見町で実施のふるさと基金海外研修事業については、現行のまま新町に引き継ぐ。6、その他の企画業務については、各種計画の策定をはじめ新町に移行後速やかに調整するとしております。

内容についてご説明申し上げます。企画業務について、基本的調整方針の変更はありませんが、項目の中で一部修正を行っております。参考資料の26ページをお開きください。

まず地域活性化助成事業ですが、両町村とも地域活性化につながると思われる事業について、それぞれ補助を行っておりますが、内容、実施主体などに大きな差があります。具体的調整方針としまして、地域活性化促進のため、両町村とも助成制度を設けているが内容が大きく異なるため、新町において新たに制度を定めるものとするとしております。

次に地域交通体系ですが、両町村の地域の道路整備も順次行われておまして、自家用車が普及しバス・列車の利用者は減少の一途をたどっております。高齢者については、民間交通事業者によるバス・列車に頼っております。具体的調整方針としまして、地域交通体系については、民間の交

通事業者の運営するバス及びJR列車が主体であるが、道路網の整備や自家用自動車の普及から事業縮小が続いている。今後も、各交通事業者等との十分な連携を図りながら、高齢化していく住民の移動手段としての交通体系の構築を検討していくものとするとしております。

次に1ページ開いていただきまして、若者定住ですが、日吉村につきましては若者定住、後継者支援の制度がありますが広見町には現在ありません。具体的調整方針としまして若者定住の促進及び地域の活性化を図ることを目的とし、新町において検討するものとするとしております。次に集会所管理ですが、両町村の集会所の維持管理については、修繕・補修・増改築について、大きな差がございます。具体的調整方針としまして、集会所については、現行のまま新町に引き継ぎ随時調整する。管理については、新町において統一の基準を設ける、としております。

1ページ開いていただきまして、国際交流事業ですが、現在両町村に国際交流員がそれぞれ1名招かれて活動をしております。また広見町には、ふるさと基金海外研修事業が制定されております。具体的調整方針として、国際交流事業については、外国青年招致事業は合併により人数の制限が起きるため、国際交流員若しくは外国語指導助手の選択を行い、15年度中に契約更新対象者等の調整を行う。広見町で実施のふるさと基金海外研修事業については、現行のまま新町に引き継ぐとしております。

次に総合計画ですが、きほく合併協議会では合併目標が平成16年の10月1日でありましたが、その場合は合併後年度が6ヶ月残るというふうなことでしたが、今回17年の1月1日ということになりまして、17年度から総合計画を適用するというふうな形となってまいりました。具体的調整方針としまして、総合計画については、新町建設計画の内容を踏まえ、新町において新たに作成するとしております。

また総合計画審議会につきましては、広見町については総合計画審議会条例が制定されておりますが、日吉村にはありません。具体的調整方針としまして、総合計画審議会については、地方自治法の規定に基づき条例を制定し設定するとしております。

次に過疎自立促進計画についてですが、両町村とも平成12年から16年までの計画が、それぞれ策定をされております。具体的調整方針としまして、過疎地域自立促進計画については、過疎地域自立促進特別措置法の規定により策定が必要であるため、新町移行後速やかに策定するとしております。

また辺地総合計画については、前回具体的調整方針の中で、「新たに辺地になる地域が発生する可能性がある。」としておりましたが、新たに策定する場合すべて見直しすることとなりますので、今回、辺地総合整備計画については、新町移行後新たに辺地の見直しの必要があるため、新町において新たに策定するとしております。

次に広報広聴業務です。会議資料の10ページをお開きください。協議

第22号各種事務事業（広報広聴業務）の取扱いについて。1、広報誌は現在の広見町の規格と同等とし、毎月1回発行し情報公開に努める。2、ホームページについては、住民ニーズを第一とした内容で作成する。3、新町移行後、住民の意見・提言を幅広く受け入れるため、地域懇談会の開催をはじめとする広聴業務の推進を図る、としております。

参考資料の29ページをお開きください。

まず広報誌についてですが、規格、発行月の時期、1日と月末ですが、配布方法、編集委員について、それぞれに差があります。広報誌については、行政と住民をつなぐ大変な重要な手段であると考えております。具体的調整方針としまして、新町における広報誌は、合併時に統一を図るものとする。規格は現在の広見町と同等とし、毎月1回発行することとする。配布方法、編集委員については、合併時に調整を図るとしてしております。次にホームページですが、広見町についてはインターネットによるホームページを開設していますが、日吉村についてはありません。現在の社会情勢、それから日本の電子情報化の状況を考えますと、新町におけるホームページは必要不可欠であると考えられます。具体的調整方針としまして、新町におけるホームページは新たに作成する。ホームページの内容は住民ニーズを第一とし、町外者から見ても充実した内容とするとしております。

次に広聴関係ですが、広見町についてはホームページなどで質問・意見の受付をしておりますが、日吉村については特段の措置がありません。新町移行後は、先に述べましたホームページはもとより、それぞれ有効な手段を講じて住民の方々の意見をお聞きしたいと考えます。具体的調整方針としまして、新町に移行後、住民からの意見、提言の受け入れ体制を充実させるよう検討、調整するとしております。

次に地域懇談会ですが、それぞれ実施をしておりますが実施時期については差があります。具体的調整方針としまして、新町においては定期的な開催により、行政と住民が直接話し合える機会を持てるよう調整を図るとしてしております。

次に管財業務でございます。会議資料の11ページをお開きください。協議第23号各種事務事業（管財業務）の取扱いについて。1、入札契約制度については、新町において規則、要綱等を制定する。2、賃貸借契約については、現行のまま新町に引き継ぎ随時調整する、としております。これについても、前回とは変わりはありません。

参考資料の30ページをお開きください。管財業務につきましては、町村の財産の維持管理、またそれらに伴う制度の整備を行う業務ですが、財産の取扱いにつきましては、第2回の協議会で確認をいただいておりますので、制度の分野で入札契約制度についての両町村の現状を記載しております。

入札契約制度につきましては、地方自治法により実施しておりますが、

各町村の考え方により規則、要綱、要領が制定されております。内容については、若干の差があります。これにつきまして、具体的調整方針としまして入札契約制度については、2町村で規則、要綱等に差があり合併までに内容調整を行い、新町において新たに制定するとしております。賃貸借契約につきましては、契約期間、契約時期、契約内容等がまちまちでありまして、その数につきましても大変たくさんのもとなりますので、現況についての記載はしておりませんが、合併時点での契約についてはすべて新町に引き継ぎ、新町移行後それぞれの契約について随時調整を行うとするものです。

以上5項目、大変長くなりましたが、よろしくご審議をお願いしたと思います。

山本会長

はい。以上で、協議19号から23号までの説明が終わりました。

ここで、10分間の休憩をとらせていただきたいと思います。再開を3時5分としたいと思いますので、そのようによろしくお願いいたします。

～ 休憩 ～

山本会長

それではお揃いでございますので、再開をさせていただきます。

協議19号から23号まで、一括5案件についての説明が終わりました。これからは1案件ずつについて、ご質疑・ご意見を受けたいと存じます。

まず協議第19号使用料、手数料の取扱いについてを案件として、皆さん方のご意見を受けたいと思います。本件につきましては、事務局の説明にございましたように、ほとんどが変わっておりませんが、3項の水道料金について松野町が外れましたので、松野町の例によるという表現を改めております。それ以外は変更がないようでございますが、原案の調整方向でご確認いただけでしょうか。

全委員

異議なし。

山本会長

はい、ありがとうございます。それでは協議第19号につきましては、使用料、手数料の取扱いについて、原案のとおり確認と決定させていただきます。

続いて協議第20号各種事務事業（議会業務）の取扱いについて。この件についてご意見を受けたいと存じます。

馬木委員

異議なし。

山本会長

はい、異議なしの声がございました。これも、前回の協議と中身が変わ

っておりませんので、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

山本会長 はい、ありがとうございます。協議第20号原案のとおり確認と決定いたします。
続いて協議第21号企画業務の取扱い。本件についてご意見を伺いたいと思います。

谷口委員 異議なし。

山本会長 はい、異議なしの声も出とりますが、この件につきましても、前回の協議と内容は大きく異なりますが、地域活性化事業さらに若者定住、集会所の管理等いささか広見町と日吉村の差異はございますけれども、新町になってから速やかに調整するというので、原案を作っております。ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

山本会長 はい、ありがとうございます。協議第21号原案のとおり確認と決定いたします。
続いて第22号広報広聴業務について、ご意見を受けたいと思います。

坂本委員 異議なし。

山本会長 異議なしの声が出ております。本案につきましてもご異議ないと思いますが、いかがでございましょうか。

全委員 異議なし。

山本会長 はい。異議ないようでございますので、協議第22号原案のとおり確認と決定いたします。
続いて協議第23号管財業務について。本件についてご意見を頂戴したいと思います。

河野委員 質問します。

山本会長 はい、ちょっと河野委員。
この案件につきましては、いわゆる財産の管理のことであろうと思いますが、1の「入札契約制度」ということになっておりますが、入札契

約制度と一遍に言いますことと、入札と契約制度というのは違うと思うんですよ。ですから、ここで言うのは入札契約制度と一遍に言ってしまうすと、入札契約制度だけになりまして、契約制度そのものは抜けてしまう恐れがあります。ですからここは、入札、どうしても入れたいのであれば「入札及び契約制度」。最近非常に厳しく言われるのは、契約の管理制度というのが、非常に厳しい状況になっとなりますから、ここら辺はこういうふうに変えていただいたらいいのではないかと思います。なぜこのようにしたか、ということの理由を説明してください。

そしてもう一つは、賃貸借契約が書いてありますけれども、この契約制度の内容の具体的に入っているわけですが、こういうふう具体的に入りますと、そしたらその他の契約というのがどんなになるんぞ、ということになります。ですからその他の契約というのは、ご存知のように委託契約とか委任契約というのがございます。さらには、協定とか覚書というふうなものも入ってまいります。このような取扱いはどのようにするか、ということをお伺いをいたします。

山本会長 事務局、お願いいたします。

宮本班長 ただ今ご指摘がありました1番の「入札契約制度について」という文言についてですが、これは私の知識の足らんとところでございまして、確かにご指摘のとおり、「入札及び契約制度」というふうな表現のほうが正しいかというふうに考えます。

それから次に賃貸借契約の関係についてですが、この「賃貸借契約について」ということで、ここに2番に出しましたのは、各種町村の財産について賃貸借契約が行われている場合、それから個人の財産について町村で賃貸借契約を結んでいる場合、そういうふうな場合があるかと思いますが、そういうふうなものについては、入札または契約制度と若干内容が異なるかというふうなことで、1つ項目を分けて記載をしておりました。

それから次に、先ほど申されました各種契約、入札等に関わります契約やいろんな契約がございまして、それにつきまして、1項目の「入札契約制度」というふうな言い回しの中に含めたつもりでございましたので、先ほどご指摘がありました「入札及び契約制度」というふうな形に、改めさせていただくというふうなことで、両方包括しておりますよというふうな言い方にさせていただいたらと思います。

またそれらにつきましては、細かくはたくさん内容がございまして、具体的にこれはこうしますというふうなことを、ここの内容には記載しておりませんが、その下に現況の欄に記載しております契約関係、それらの関連で同じに調整を行っていく。個々に一つ一つの細かいものにつきましては、これから合併までの間に各分科会で検討していただいております。その内容をまとめまして、新町に移行するまでには調整を行うという

ふうなことで検討を今、していただいております。以上のような内容でございます。

山本会長 以上、事務局の説明があったわけですが、ちょっとここで休憩をとらせていただきます。

～ 休憩 ～

山本会長 お待たせをいたしました。
今、事務局と打ち合わせをいたしました。内容についていささか不整合な点がございますので、早急に書類を整備いたしまして、次回に成案のものを出させていただきます。今日の提案につきましては、このままで継続という形で処理をさせていただきたいと思っておりますが、いかがでございますか。

全委員 異議なし。

山本会長 はい、ありがとうございます。それでは協議第23号管財業務につきましては、継続ということで取扱いをさせていただきたいと思っております。
それでは次に、協議第24号から28号まで、5件について一括事務局から説明を申し上げます。

宮本班長 失礼をいたします。会議資料の12ページをお開きください。協議第24号各種事務事業（電算業務）の取扱いについて。電算業務については、合併によって住民サービスが低下しないよう十分配慮したネットワークを構築する。なお、2町村の現在の業務内容を調査し、合併時点から運用する業務と、合併後に調整する業務に分類し、十分な計画のもとに統合を図るものとするとしております。これについても、内容的には変更はございません。

参考資料の31ページをお開きください。電算業務につきましては、最近の市町村合併の中でも特に重要視されている業務で、先進事例からも多大の経費と時間が必要とされています。最近の国・県の動向を見ましても、電算化は避けて通れません。特に合併後の住民サービスを低下させないためには、必要不可欠なものであります。お開きいただいております項目別調整方針の左側に、留意事項として、住民サービスの維持・向上を前提に既存の電算システムの統合、新システムの構築を行う。合併市町村の例によると、合併施行時に稼働できるようあらかじめ調整を行っている場合と、合併後当面は既存の電算システムを活用しつつ、できるだけ速やかに統合を図っていく場合とがあるとありまして、2通りの手法の例がありますが、今回の合併では合併時に稼働できるよう調整を行います。現在の

両町村の電算システムの導入状況は、中ほどに現況を記載しておりますが、それらの中から合併時に稼働しなければならないもの、合併後に稼働するもの、また単独運用等について分類を行いまして、内容を精査して整備を行っていきます。右端に先進事例を記載しておりますので、お目通しをお願いしたと思います。

次に税務業務でございますが、会議資料の13ページをお開きください。協議第25号各種事務事業（税務業務）の取扱いについて。1、納税組合は、現行のまま新町に引き継ぐ。2、口座振替制度については、新町においても引き続き推進するものとする。なお、振替日については広見町の例による。3、所得申告受付については、現行のまま新町に引き継ぐ。4、その他の税務業務については、新町に移行後速やかに調整するとしております。これについても内容に変更はございません。

内容についてご説明申し上げます。参考資料の32ページをお開きください。

まず納税組合ですが、現在広見町には182、日吉村に39と合計で221の納税組合があります。各納税組合は、戦後地域連帯の中で納税意識の高揚及び税徴収のため組織され、今日に至っております。地域住民のほとんどの方が、何らかの形で納税組合との関係があり、合併による急激な変化は好ましくありません。具体的方針としまして、納税組合については、現行のまま新町に引き継ぐものとしております。

次に口座振替制度ですが、両町村の現状では、平成13年度実績で広見町の利用者が延人数で3,730人、率で27.3%、日吉村が612人で、29.8%、両町村では、15,701人の納税者数に対しまして、4,342人が利用されております。その率は、27.7%というふうなことになります。口座振替制度については、合併に伴い今後も利用者が増えると思われまます。具体的調整方針としまして、町税の口座振替については、利便性向上のため引き続き推進していくものとする。なお、振替日については広見町の例によるとしております。

次に申告受付ですが、両町村とも2月から3月にかけて所得税の確定申告時期に合わせて、各役場庁舎及び公民館・地域集会所において、申告相談及び申告受付を行っております。住民税の申告につきましては、各種証明や公的申請の基本にも関わっておりまして、住民生活に大きな影響を及ぼします。今後の高齢化社会の中では、現在の申告会場を減らすことは、住民サービスにも大きな影響を及ぼす恐れがあることから、具体的調整方針としまして、所得申告の受付については、現行のまま新町に引き継ぐものとしております。

次に選挙管理委員会でありまますが、会議資料の14ページをお開きください。協議第26号各種事務事業（選挙管理委員会業務）の取扱いについて。1、投票区については、現行のまま新町に引き継ぐ。2、ポスター掲示場については、新町において調整する。3、期日前投票所については、

合併時には現行のとおりとし、新町に移行後随時調整する。4、開票区については、1開票区とするとしております。

内容についてご説明申し上げます。これにつきましては、第3項の期日前投票所と記載しております分につきましては、法律の改正に伴い、従前の不在者投票所と言っていたものが、期日前投票というふうな呼び方になります。一部不在者投票の制度も残るわけでありましたが、投票日前に選挙管理委員会が設置した投票所で、本人が投票するものについては、従前は封筒に入れて投票していたものが、そのまま投票用紙を投票箱に投票するというふうな方式に変わりました。呼び方も期日前投票というふうなことになります。その点についての表示方法を変更しております。

参考資料の33ページをお開きください。

まず投票区についてですが、現在広見町が15の投票区、日吉村が3投票区となっております。具体的調整方針としまして、投票区を変更すると、利便性の低下や混乱を来す恐れがあるため、新町に移行後も当分の間は現行どおりとし、随時検討を図るものとする。また、現在の投票状況を精査し、投票所から開票所までの距離が遠くなることも考慮し、投票時間を繰り上げて差支えのない投票所については、繰り上げるよう検討するとしております。

次にポスター掲示場ですが、現在2町村で99箇所のポスター掲示場があります。これにつきましては、具体的調整方針としまして、ポスター掲示場については、管内面積及び選挙人名簿搭載者数などによって法令により設置箇所数が決定されるため、投票区の調整と合わせ新町において調整するとしております。

続きまして期日前投票についてですが、先ほど説明いたしましたように、従前の不在者投票という呼び名が期日前投票に変わり、制度自体も一部変更となっております。現在両町村とも役場のある場所で1箇所で行っておりますが、合併後は有権者の利便も考慮して、具体的調整方針としまして、期日前投票所を1箇所とすると、利便性が低下し投票率の低下が懸念されるため、合併時には現行どおり2箇所とし新町に移行後随時調整する。期日前投票を行う有権者については、どの期日前投票所でも投票ができるよう、事務調整を行うとしております。この事務調整につきましては、今後整備していきます電算システム等を十分に活用して、期日前投票の二重投票等がないように、有権者に対するサービスの向上に努めてまいります。

次に開票区についてですが、現状では両町村とも1開票区となっており、合併後も開票事務の円滑から具体的調整方針としまして、開票区は1開票区とする、としております。ただ、先ほど継続協議にもなりましたが協議にもありましたように、議員選挙区の投票区の数によりましては、投票区の数に合った開票区が必要となりますので、その点については、今後1開票区でなしに2開票区というふうな可能性もあるというふうなこと

は、ご承知おきいただいたらと思います。

次に監査委員業務ですが、会議資料の15ページをお開きください。監査委員業務については、変更はございません。協議第27号各種事務事業（監査委員業務）の取扱いについて。監査委員業務については、監査委員の活動に支障がないよう担当部署等の調整を行う。

内容についてご説明申し上げますが、参考資料の34ページをお開きください。監査委員の事務局につきましては、現在広見町が議会事務局に、日吉村が総務課に兼任の事務局を設置して、監査委員の活動を補助しております。具体的調整方針としまして、新町における組織、機構を検討する際、専任体制及び部署等についての検討を行うとしております。

続きまして、林業業務です。会議資料の16ページをお開きください。協議第28号各種事務事業（林業業務）の取扱いについて。1、林道業務については、現行のまま新町に引き継ぐ。林業振興事業については、合併までに内容を精査し、合併後に調整を行うとしております。

参考資料の35ページをお開きください。

まず林道事業ですが、現在の両町村の一般林道及び大規模林道の状況を記載しております。具体的調整方針としましては、現行のまま新町に引き継ぐとしております。

次に林業振興事業ですが、国・県の補助事業、制度に合わせた単独事業及び事業補助について記載しております。それぞれ林業振興を目的とした事業ですが、両町村の事業には差がございます。具体的調整方針としましては、林業振興事業における国及び県の補助事業については、現行のまま新町に引き継ぐ。単独事業については、合併までに内容を精査し合併後調整を行う、としております。事業補助については、事業内容を精査し新町において新たに制度を設けるとしております。

以上でございます。よろしくご審議ください。

山本会長 はい、以上で協議第24号から28号までの5件についての説明が終わりました。これからは、1案件ずつご意見を受けたいと存じます。まず協議第24号電算業務について、ご意見を受けたいと思います。

坂本委員 会長、原案でいいんじゃないですか。

山本会長 原案でよかろうというお声をいただきましたが、ありませんか。
今ちょっと事務局と話をしとったんですが、今まで2町1村で取り組んだ事業もありますし、さらに現在広見町・日吉村で電算に向けての大きな事業に取り組んでおります。この件については予算審議ありますので、議員さんはですね、各町村の議会で触れていただきますけれども、ほかの委員さんにつきましては、比較的そういう面は、どう言いますか接近する機会が少ないものですから次回にですね、事業の概要等を書類にして参考ま

でに差し上げたい、というふうに今相談をいたしました。そのように取扱いをさせていただきます。

それでは電算業務、協議第24号につきましては原案のとおり確認と決定させていただきます。

続きまして協議第25号税務業務であります。よろしくご意見を頂きたいと思います。

本件につきましても、格別前回と大きな変わりはないんですが、私の方から発言して恐縮ですがちょっと見てみますと、所得申告の受付の場所が広見町の場合9箇所、日吉が10箇所ということになっておりまして、面積からいたしましてもちょっと数が不合理かなと思っておりませんが、とりあえずは現行のまま引き継ぎをさせていただいて、できるだけ早く調整をとるということで、ご承認をいただきたいと思います。ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

山本会長 はい、ありがとうございます。協議第25号原案のとおり確認と決定いたしました。

続いて協議第26号選挙管理委員会の業務について、ご意見を受けたいと存じます。本案につきましても、現行のとおりでご承認を受けると思いますが、いかがでございますか。

全委員 異議なし。

山本会長 はい。ご異議ございませんので、確認と決定いたしました。

続きまして協議第27号監査委員業務について、本案についてご意見を受けたいと思います。この件もまったくございません、前と同一でございます。ご承認いただけましょうか。

全委員 異議なし。

山本会長 はい、ありがとうございました。確認と決定いたします。

続いて協議第28号林業業務の取扱いについて。この件についてご意見を受けたいと存じます。ございませんか。

全委員 異議なし。

山本会長 はい。ないようでございますので、本案につきましても原案のとおり確認と決定いたしました。

それでは、お疲れでございますが続いてお願いしたいと思います。協議

第29号から33号まで5件について一括事務局から説明を求めたいと存じます。

宮本班長

失礼をいたします。会議資料の17ページをお開きください。協議第29号各種事務事業（水産業務）の取扱いについて。水産業務については、内水面漁業の放流事業であり、広見川の水産資源確保のため、現行のまま新町に引き継ぐ。これにつきましては、松野町が離脱したことにより目黒川に関するものを削除しております。

内容についてご説明申し上げます。参考資料の36ページをお開きください。水産業務については、両町村では内水面漁業のみであり、広見川漁業協同組合によります放流事業が主であります。また広見川は鬼北地域にとって重要な資源であり、環境保全と合わせて水資源の保護は、今後新町においても重要な事柄であります。具体的調整方針としまして、放流事業は、広見川漁業協同組合で実施しており、水資源確保のため現行のまま新町に引き継ぎ、新町移行後、水棲生物等の状況により随時調整を行うとしております。

次に商工観光業務ですが、会議資料の18ページをお開きください。協議第30号各種事務事業（商工観光業務）の取扱いについて。1、中小企業振興資金融資制度については、広見町の例により制度を設ける。2、中小企業制度資金利子補給制度については、補助率の見直しを行い、平成17年分から適用する。3、企業誘致促進に係る制度については、広見町の例により制度を設ける。4、観光関連施設については、現行のまま新町に引き継ぎ、随時調整を行う。これにつきましては、第1項中、前は松野町の例としておりましたものを広見町の例に、3項中、新町で新たに定めるとしておりましたものを、広見町の例により制度を設けると変更しております。

参考資料の37ページをお開きください。

まず中小企業振興資金融資制度であります。日吉村には制度がありません。広見町には、運転資金・設備資金の融資制度がございます。具体的調整方針としまして、中小企業の育成、振興を図るため、広見町の例により制度を設けるとしております。

次に利子補給制度ですが、商工会を通じて国・県などの制度資金を借り入れた場合、また町単独の振興資金を借りた場合の利子補給については、現状では差があります。具体的調整方針としまして、中小企業の育成、振興を図るために制度は継続するが、近年の経済情勢を踏まえた上で補助率の見直しを行い、新たな制度として定める。ただし、平成16年分については現行のままとし、平成17年分から新町の制度として適用するとしております。

次に企業誘致促進事業について、広見町では要綱を整備し企業誘致に努めていますが、日吉村には制度がありません。具体的調整方針としまし

て、企業誘致促進のため広見町において要綱が定められているが、日吉村に要綱等はない。新町移行後は、住民の雇用促進を図るため広見町の例により制度を設けるとしております。

1枚めくっていただきまして、観光関連施設ですが、それぞれ入込み客のために施設が整備されておりますが、施設運営についてはそれぞれの運営母体が違うため、現時点での統一は不可能であります。新町においては、それぞれの施設の連携、情報交換等に努めることといたします。具体的調整方針としまして、観光関連施設については、現行のまま新町に引き継ぎ随時調整を行うとしております。

続きまして、建設業務に入ります。会議資料の19ページをお開きください。協議第31号各種事務事業（建設業務）の取扱いについて。1、各種事業、工事等に係る分担金については、新町において新たに制度を定める。2、建設課直営班は、原則として新町に引き継ぐこととするが、組織・勤務体制等については、新町移行後、速やかに調整を図る。3、里道管理については、新たに制度を設ける。4、公営住宅については、現行のまま新町に引き継ぎ、管理については新たな基準を設ける。5、その他の建設業務については、原則として現行どおりとし、新町に移行後速やかに調整するとしております。これにつきましても前回とは内容に変更はございません。

参考資料の39ページをお開きください。

まず分担金についてですが、各事業の分担金については法令等で分担率が定められているものもありますが、それらを含めて条例で規定をしております。両町村の分担金にはそれぞれ差がありまして、新町において全体的に見直しを行います。具体的調整方針としまして、分担金徴収に係る事業種別、分担金の率に差があるため総合的な見直しを行う。この際、特定の地域に限定される事業については、応分の分担金を徴するものとするとしております。ここで特定の地域としておりますのは、実施する事業により緊急性を要する場合、また過疎地域等で分担率の状況が通常の場合に馴染まない場合など、特殊事情による事業で、議会の同意を受けた場合というふうなことであります。

次に1ページ開いていただきまして、直営事業であります。これにつきましては両町村とも直営班があり、それぞれ町村道の維持管理に努めております。具体的調整方針としまして、町村道の維持、管理に際し国庫補助、県費補助の事業採択基準に合致しないものについては町村単独で実施しており、直営班については現行のまま新町に引き継ぎ、組織・勤務体制等については、速やかに調整するとしております。

次に里道管理ですが、現在両町村において法定外長狭物譲与の手続きが行われております。その譲与につきましても、平成16年度末までに国から各町村に譲与が行われて、権限委譲が完了いたします。現在は国の財産として権限が残っており、管理状況についてもそれぞれに差があります

が、合併後はこれまでと権限及び管理についての変化があることから、具体的調整方針としまして、里道については、新たな維持管理の基準を設けるとしております。

続きまして、公営住宅についてですが、現在両町村で339戸の公営住宅を管理しております。すでに耐用年数を経過して、建て替えの時期に達しているものもありますが、管理については差があり、住宅使用料については、公営住宅法施行令のもとに計算されており、計算方法に差はございません。具体的調整方針としまして、公営住宅については、現行のまま新町に引き継ぎ、住宅管理条例を整備し新たな管理基準を設ける。入居者選考委員会については、新たな基準を設け組織するとしております。

次に都市計画業務ですが、会議資料の20ページをお開きください。この都市計画業務につきましては、広見町の出目地区・永野市地区・芝地区・中野川地区・近永地区・国遠地区・清延地区・内深田地区を都市計画地域に指定して行われております。土地行政、建設行政及び計画などでありますので、日吉村にはこの業務はございません。

協議第32号各種事務事業（都市計画業務）の取扱いについて。都市計画区域は、現広見町地域内の一部のみ指定されており、業務については現行のまま新町に引き継ぐ、というふうなことにしております。これについては広見町のみですので参考資料は付けておりません。

続きまして、会議資料の21ページをお開きください。協議第33号各種事務事業（水道業務）の取扱いについて。1、給水施設については、現行のまま新町に引き継ぐ。2、広見町の水道企業会計及び日吉村の簡易水道特別会計については、現行のまま新町に引き継ぐ。3、検針及び料金徴収については、現行のまま新町に引き継ぐとしております。水道業務につきましては、これも松野町の離脱により表現の変更を行っております。

内容についてのご説明を申し上げます。参考資料の41ページをお開きください。

まず給水施設ですが、広見町では企業水道及び簡易水道が、日吉村では簡易水道があり、給水人口は11,772人となっております。その他としまして、条例水道・小規模水道などがあります。具体的調整方針としまして、現在の水道施設（条例水道・小規模企業水道を含む）については、現行のまま新町に引き継ぐとしております。

次に会計ですが、広見町は企業会計、日吉村は簡易水道特別会計となっております。具体的調整方針としまして、広見町の企業会計及び日吉村の簡易水道特別会計については、現行のまま新町に引き継ぐとしております。

次に検針及び料金徴収ですが、両町村とも検針については委託方式、料金徴収につきましては税などの徴収と同じですが、内容には若干差があります。具体的調整方針としまして、検針方法については、現行のまま新町に引き継ぎ検針委託料については、統一した金額に調整する。料金徴収に

については、町税等の徴収方法に倣い徴収するとしております。
以上でございます。よろしくご審議ください。

山本会長 以上で5件についての説明を終わりましたが、ここで10分間の休憩をとらせていただきたいと思います。再開は、4時丁度になりたいと思います。

～ 休憩 ～

山本会長 再開をさせていただきます。
これから5案件についてのご意見を受けるわけではありますが、まず最初に協議第29号水産業務について。よろしくお願ひしたいと思います。

委員 特に異議ありません。

山本会長 はい。異議なしのお声が出ておりますが、いかがでございましょう。

全委員 異議なし。

山本会長 はい。全員の異議がないようでございますので、協議第29号は原案のとおり確認と決定いたします。
続きまして協議第30号商工観光業務について。ご意見を受けたいと思います。

委員 原案に異議なし。

山本会長 原案異議なしのお声が出ておりますが、いかがでしょうか。

全委員 異議なし。

山本会長 はい。ご異議ないようでございますので、協議第30号商工観光業務につきましては原案のとおり確認と決定いたしました。
続いて協議第31号建設業務について。ご意見を受けたいと思います。

委員 原案に異議なし。

山本会長 ご異議なしの声がございまして、いかがでしょうか。ないようでございますので、協議第31号につきましても、原案のとおり確認と決定いたしました。

続きまして協議第32号都市計画業務について。ご意見を受けたいと思

います。これも広見町だけでございます。

委員 異議なし。

山本会長 異議なしの声が出ましたが、ご異議ございませんね。はい。協議第32号原案のとおり確認であります。

協議第33号水道業務について。ご意見を受けたいと思います。

はい、どうぞ。松本委員。

松本委員 現在、日吉村の委託業務の人数入ってないんですが、何名ぐらい。

山本会長 検針ですか。検針業務の委託は、1名がやっております。

松本委員 異議なし。

山本会長 ご異議ございませんか。はい。それでは水道業務につきましても、原案のとおり確認と決定いたしました。

続きまして、次の案件に入らせていただきますが、それでは協議第34号農業委員会業務から、協議第38号介護保険業務まで5件について事務局の説明を求めたいと思います。

宮本班長 失礼をいたします。会議資料の22ページをお開きください。協議第34号各種事務事業（農業委員会業務）の取扱いについて。農業委員会業務は、現行のまま新町に引き継ぐ。これにつきましては前回、農地法に基づく事務であるというふうな記載をしておりましたが、農地法以外の法律の事務もあるとの指摘も一部にございまして、現行のまま引き継ぐというふうなことにいたしました。

参考資料の42ページをお開きください。農業委員会業務につきましては、農地法による各種届出の審査・許可・進達業務や、関連法令に基づく現地確認や事務処理を行っております。事務内容は同じであります。具体的調整方針としまして、農業委員会業務については、2町村で事務取扱件数等には差があるが、農地法等に基づき実施されており、事務内容は同じであるので、現行のまま新町に引き継ぐとしております。

続きまして、戸籍住民業務でございます。会議資料の23ページをお開きください。協議第35号各種事務事業（戸籍住民業務）の取扱いについて。1、戸籍、住民基本台帳、印鑑登録の各業務については、基本的に現行どおり新町に引き継ぐこととするが、各種様式の類については、現行広見町の様式に倣ったものを新たに作成する。2、住民窓口としては、本庁でのサービスを基本とし、支所、連絡所での各種届出、証明書等の発行など、更なる住民サービスの向上を目指すものとする。3、祝い金制度につ

いては廃止する。ただし、新町移行後、当該制度の内容を再検討し、必要に応じ新しく制度を定めるとしております。

参考資料は43ページになりますがお開きください。戸籍業務、住民業務については、住民の方々に直接関係する業務が多く、それらを各項目に分けて調整案を出しております。

まず戸籍業務ですが、具体的調整案としまして、業務内容については、2町村とも差異はほとんど無いが、申請様式などはそれぞれ異なるため、現行広見町の様式に倣って統一を図ることとしております。前回戸籍の電算化についての記載をしておりましたが、昨年未までに整備が終わりまして本稼動しておりますので、記載を削除いたしました。

次に住民基本台帳業務ですが、具体的調整案としましては、戸籍業務と同じく、業務内容については2町村とも差異はほとんど無いが、申請様式などはそれぞれ異なるため、現行広見町の様式に倣って統一を図ることとしております。

次に印鑑登録業務ですが、これも戸籍業務・住民基本台帳業務と同じく、業務内容については2町村とも差異はほとんど無いが、申請様式などはそれぞれ異なるため、現行広見町の様式に倣って統一を図ることとしております。

なお、これら3業務は、住民の方々にとっても基本的な重要な業務ですので、電算統合に合わせ十分な対応ができるよう調整をいたします。

次に住民窓口対応についてですが、現在、本庁・支所・連絡所で行っている窓口業務を記載しております。合併後は、新町の組織機構にもよりますが、支所・連絡所での各種証明書等の発行ができるよう、住民サービス向上を目指すとしております。前回、戸籍・住民票・印鑑証明等々具体的に記載しておりましたが、法令等の規制により資格または職員の配置、研修の状況などによっては、窓口業務の対応が変わりますので、現在のサービスが低下しないよう人事組織と合わせてその内容を検討してまいります。

次に国保業務ですが、会議資料の24ページをご覧ください。協議第36号、各種事務事業（国保業務）の取扱いについて。1、国民健康保険税の税率は、合併年度は旧町村の例によるものとし、平成17年度から統一した率を設定する。2、国民健康保険税の納期については、平成16年度は旧町村の例によるものとし、平成17年度からは全8期とし、地方税の納期を十分に勘案し、一時期に負担が集中しないよう調整する。3、国民健康保険の保健事業については、基本的に広見町の例による。4、その他国民健康保険業務については、国民健康保険事業の健全な運営を確保するため、新町において国民健康保険運営協議会を設置し、それぞれ定めるものとしております。

参考資料の44ページをお開きください。

まず国民健康保険税の賦課及び納期についてですが、具体的調整方針と

しまして、平成16年度は旧町村の例によるものとし、平成17年度からの保険税率については、国民健康保険事業の健全で円滑な運営を確保するため、新町において国民健康保険運営協議会を設置し設定することとする。その他の項目については以下のとおりとしております。年度途中での賦課方式及び納期変更については、大変複雑となりますので平成17年度から統一を行います。賦課方式等についても変更はございません。参考資料の45ページをお開きください。

保険税徴収関係ですが、特に差異が無いため現行のまま新町に引き継ぎます。

滞納対策ですが、両町村の対応状況は同じであるため国保事業の円滑な運営のため、現在の実施されている滞納対策を引き継ぐものとしております。

続きまして被保険者証ですが、使用期間については1年とし、カード化する方向で検討いたします。これにつきましては、すでに政府管掌健康保険につきましては、平成15年10月から1人1枚のカード化がなされております。新町においてもカード化の方向で検討を行います。交付方法などについては、支所及び職員の配置状況により合併までに調整を行います。

次に保健事業ですが、国民健康保険被保険者を対象とし基本的に広見町の例により平成17年度から統一をいたします。ただし、超音波検診事業補助金については、人間ドックに超音波検診をメニュー化しているため廃止いたします。これにつきましては、今後の社会情勢の変化や財政事情により変更することはありますが、統一をした保健事業を行うという考え方です。

46ページをお開きください。

任意給付について、給付額は両町村とも差異はありませんので、現行のまま新町に引き継ぎますが、給付の方法については広見町の例により口座振込といたします。

次に国保運営協議会ですが、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織すると規定されており、委員数の合計は3の倍数ということになるため、新町移行後基準により調整を行います。

続きまして、年金業務のご説明を申し上げたいと思います。会議資料の25ページをお開きください。協議第37号各種事務事業（年金業務）の取扱いについて。年金業務については、現行のまま新町に引き継ぐものとする。内容については、変更はございません。

参考資料の47ページをお開きください。国民年金につきましては、高齢化の進むこの地域では、住民の方々の生活基盤として大きな収入源となっているのも周知の事実でございます。具体的調整方針としまして、国民年金業務については、社会保険庁が定める「国民年金市町村事務処理基準」

によるものであり、業務内容については調整の必要なしとしております。業務については両町村の差異はございませんが、ますます拡大する年金受給者の適切な年金受給に向けて、未加入者の加入促進、免除申請など現行のとおり新町に引き継ぎます。

次に、介護保険業務です。会議資料の26ページをお開きください。協議第38号各種事務事業（介護業務）の取扱いについて。1、介護保険業務については、基本的に現行のまま新町に引き継ぐこととする。2、介護保険料（1号被保険者）については、平成18年度から新たな保険料を定めるものとする。3、介護認定審査会は松野町及び新町で新たに設置するとしております。これにつきましては、第2項目中に括弧書きの中で1号被保険者、点で特別徴収というふうな記載を前回はしてはしておりましたが、1号被保険者について特別徴収だけではなく普通徴収も一部含まれるというふうなこともありまして、特別徴収という記載を削除させていただいております。

内容についてご説明申し上げます。参考資料の48ページをお開きください。

まず介護給付の内容ですが、具体的調整方針としまして2町村で差異がないため、現行のまま新町に引き継ぐとしております。

次に資格管理事務ですが、現在の被保険者証の有効期限は6年であり、具体的調整方針としまして、2町村で相違がないため現行のまま新町に引き継ぐこととするが、現被保険者証の町村名部分は訂正することとするとしております。

次に介護保険料ですが、その内の第1号被保険者です。第1号被保険者は、65歳以上で一定金額以上の年金受給者については年金の中から引き落とされ、年金額が18万円未満の方は普通徴収として納めていただくこととなります。具体的調整方針としまして、2町村間の保険料については、大きな差が無いことから、合併時（平成16年度～平成17年度）はそれぞれ現行のままとし、第3期介護保険計画期間となる平成18年度から統一するものとするとしております。介護保険料につきましては、現在3年を単位とした事業運営期間の計画を策定し、それに基づき徴収を行っておりますので、統一は平成18年度からということになります。

次に、要介護・要支援認定事務について。現在、三間町を含めた鬼北4町村で介護審査会を共同設置しております。具体的調整案としましては、松野町及び新町で介護認定審査会を設置するとしております。

以上でございます。よろしくご審議ください。

山本会長

以上で5件の説明が終わりました。

早速協議第34号農業委員会業務からご意見を受けたいと思います。この件も多分ご意見ないと思いますが、いかがでございます。

- 全委員 異議なし。
- 山本会長 はい、ご異議ないようでございます。したがって協議第34号は、原案のとおり確認と決定いたしました。
続いて協議第35号戸籍住民業務についてご意見を受けたいと思います。
- 山本会長 これもご異議ないと思いますが、いかがでございましょうか。はい、ご異議ないようでございますから、原案のとおり確認と決定いたしました。
協議第36号国民健康保険業務についてご意見を受けたいと思います。
- 委員 異議なし。
- 山本会長 ご異議ございませんね。はい、ありがとうございます。ご異議なしと認めまして、原案のとおり確認と決定いたします。
協議第37号年金業務についてご意見を受けたいと思います。
- 坂本委員 異議なし。
- 山本会長 ご異議ありませんか。はい、ないようでございますので、協議第37号につきましても、原案のとおり確認と決定されました。
協議第38号介護保険業務についてご質疑・ご意見を受けたいと思います。
- 馬木委員 異議なし。
- 山本会長 異議ないようでございます。いかがでございましょうか。はい、ご異議ないようでございますから、協議第38号につきましても、原案のとおり確認と決定されました。
続いて協議第39号保健業務から協議第43号児童福祉業務まで、5件について事務局の説明を求めたいと思います。
- 宮本班長 失礼をいたします。会議資料の27ページをお開きください。協議第39号各種事務事業（保健業務）の取扱いについて。保健業務については、町民の健康づくりの推進のため、更なる事業の充実を目指すよう調整を図るとしております。これにつきましても、内容については特段変更はございません。
参考資料の49ページをお開きください。
まず保健対策推進会議ですが、これについては日吉村で条例により設置されており、広見町にも健康推進的な団体はそれぞれありますが、日吉村

保健対策推進会議につきましては審議会的要素も含まれているため、区別して取り上げております。具体的調整方針としまして、現組織は廃止の方向で検討する。ただし、住民の健康づくり推進のため新町において、新たな組織の検討を行うとしております。

次に母子保健事業ですが、両町村ではそれぞれ現況欄にありますように、母子保健事業を実施しております。具体的な調整案としまして、現在実施されている事業は新町に引き継ぎ、当分の間は現行のまま継続し、随時調整を図るものとするとしております。

次に老成人保健事業ですが、両町村とも法律に基づいた事業を実施しており、具体的調整方針としまして、2町村ともに老人保健法に基づいて取り組んでいるため、現行のまま新町に引き継ぐとしております。

1枚めくっていただきまして、基本健康診査ですが、両町村で実施されている検診項目について記載をしております。具体的調整方針としまして、疾病の早期発見、早期治療のため広見町の例により診査項目の充実を図る。また、個人負担金は合併までに統一するとしております。

続きまして、高齢者福祉業務です。会議資料の28ページをご覧ください。協議第40号各種事務事業（高齢者福祉業務）の取扱いについて。

1、敬老祝い金は廃止の方向で検討する。ただし、対応策として介護手当支給制度を充実させる方向で検討する。2、敬老会（敬老行事）については、70歳以上の高齢者を対象とする。なお、開催範囲は新町移行後も当分の間は現行どおりとし、随時調整する。3、高齢者福祉にかかる各種事務事業については、内容を充実し新たに制度を設けることとする、としております。

参考資料の51ページをお開きください。

まず敬老祝い金ですが、現況の祝い金制度を記述しております。具体的調整方針としまして、広見町は既に廃止されていることから、日吉村の現制度は平成15年度いっぱいまで廃止する。対応策として、現在の在宅福祉サービスで一番苦勞が多い、寝たきり老人等を介護する家族に対する福祉施策である、介護手当支給制度を充実させる方向で対応する、としております。

次に敬老行事でございますが、敬老会案内対象者が広見町は70歳以上、日吉村は65歳以上と、年齢の差があります。今後も高齢化の中で対象者の方が年々増加する傾向にあります。また、現役で活躍されています方の年齢層も年々高齢化の傾向にあり、それらを考慮に入れ、具体的調整案としまして、対象年齢は、将来的な高齢者の人数を考慮し、70歳以上の高齢者を対象とする。開催範囲については、各地区のバランスを保つため、新町移行後も当分の間は現行どおりとし、随時調整するとしております。

次に在宅介護支援センター運営事業ですが、両町村ともに設置されておまして、具体的調整方針としましては、現行のまま新町に引き継ぐが、

各センターの位置づけについては、合併後速やかに検討するとしております。

次に高齢者福祉センター運営事業ですが、これにつきましては現在日吉村で実施されており、具体的調整方針としまして、日吉村高齢者福祉センターは、診療所、保健センターに併設されており、利用者も少人数ではあるが、地域の特性からも現行のまま新町に引き継ぐこととするとしております。

1枚めくっていただきまして、次に高齢者に関わります各種事業ですが、これは県から示されたメニューに基づいて町村単独事業として行っているものです。具体的調整方針としまして、高齢者の介護予防・生活支援のため、現在2町村で様々な事業が実施されているが、各事業の性格、内容等を十分検討したうえで、新町において調整するとしております。

次に、社会福祉業務です。会議資料の29ページをお開きください。協議第41号各種事務事業（社会福祉業務）の取扱いについて。1、新町の障害者福祉計画については、平成18年度から策定する。2、民生児童委員協議会については、新たに組織するとしております。基本調整方針については変更はありません。

内容についてご説明申し上げます。参考資料の53ページをお開きください。

まず障害者福祉計画ですが、これは3年ごとに計画の見直しが行われております。具体的調整案としましては、新町での障害者福祉計画は、平成18年度分から策定することとするとしております。これにつきましては、前回は15年度から17年度までの計画の策定について記載してありましたが、合併を目前に控え、平成18年度から社会福祉全体の計画策定がなされるため、それと合わせて策定することとなり、現在は両町村に計画がない状況となっております。

次に民生児童委員協議会ですが、委員については県・法務省からの委嘱によるもので、委員による協議会が各町村に設置されており、現在の各協議会の状況を記載してあります。具体的調整案としまして、民生児童委員協議会は、合併に合わせ新しく組織する。現委員については、任期が平成16年11月30日までとなっているため、新町移行後、委員定数、地区配分などについて上部行政機関と協議し調整を行うとしております。

次に、社会福祉協議会業務です。会議資料の30ページをお開きください。協議第42号各種事務事業（社会福祉協議会業務）の取扱いについて。社会福祉協議会については、社会福祉法人として独立した活動を行っているが、高齢者福祉、障害者福祉など、行政上の必要な情報を福祉業務と共有していることから、今後も連携を保ち地域福祉の充実を図るとしております。社会福祉協議会業務につきましては、基本調整方針でも触れましたように、社会福祉法人として独立した活動を行ってありまして、社会福祉協議会は過去から行政の福祉業務と連携をとり、情報交換を行いなが

ら地域福祉の活動を行っております。今後も多様化する地域福祉施策の実態に合わせ、連携を保てるよう調整を行ってまいります。

続きまして、児童福祉でございます。会議資料の31ページをお開きください。協議第43号児童福祉業務の取扱いについて。1、児童手当及び貸付金等については、現行のまま新町に引き継ぐ。2、保育所については、現行のまま新町に引き継ぐ。3、保育所の保育時間、休日の取扱いについては、広見町の例により統一する。4、特別保育事業については、各施設（地域）の実情に応じた事業を取り入れることとする。5、保育料については、合併年度は現行どおりとし、平成17年度から新たに制度を設け、統一を図ることとしております。

参考資料の54ページをお開きください。

まず児童手当及び貸付金については、法令等で規定されており、両町村には特段の差はないため具体的調整案としまして、現行のまま新町に引き継ぐとしております。

次に保育所の状況ですが、現在保育所及び保育園の入所状況を記載しておりますが、それぞれの地域の事情により、定員と入所者については差がありますが、基本調整方針でも書きましたように、極端な差はございませんので具体的調整方針としまして、保育所については合併時は現行のまま新町に引き継ぐとしております。

次に保育時間、休日についてですが、両町村の保育時間については、いのこり保育について15分間の差がございます。合併後は広見町の例に合わせます。なお、休日については両町村とも同じ取扱いで問題はございません。ということで具体的調整案としまして、新たに制度を設けるとしております。

次に特別保育事業ですが、1ページめくっていただいたらと思います。現在実施している事業の内容を、状況欄に記載しております。これは愛媛県の示したメニューによるものですが、保育所の実態及び地域の実情・要望等により行う事業でありまして、具体的調整方針としまして、県の制度である特別保育事業については、各施設（地域）の実情に応じた事業、財政面を考慮したうえで実施すべきであるため新町に移行後調整を図ることとしております。

続きまして保育料についてであります。現況の欄に両町村の現在の保育料をシミュレーションしております。両親と子供2人で、2人の子供の保育料がいくらになるか、年間収入額を基に現在の条例に充てこみ試算をしておりますが、それぞれに差があるため具体的調整方針としまして、保育料については、合併年度となる平成16年度は現行のままとし、新町の負担割合も考慮に入れ、平成17年度から保育料徴収基準を統一するとしております。また、平成16年度から国・県の保育所措置費が廃止されることとなりましたので、今後全体的な見直しが必要となります。

以上でございます。よろしくご審議ください。

山本会長 説明が終わりました。ただ今からご質疑・ご意見を受けたいと存じます。

まず協議第39号各種事務事業（保健業務）について受けたいと思います。

委員 異議なし。

山本会長 異議なしの声がございますが、皆さんご異議ありませんか。はい、ないようございしますので、協議第39号につきましては、原案のとおり確認と決定いたしました。

協議第40号高齢者福祉業務について、ご質疑・ご意見を受けたいと思います。

委員 異議なし。

山本会長 異議ございませんか。はい、ないようございしますので、本案につきましても原案のとおり確認と決定いたしました。

続きまして協議第41号社会福祉業務について、ご意見受けたいと存じます。

委員 異議なし。

山本会長 ご異議ございませんか。はい、ないようございしますので、この件につきましても原案のとおり確認と決定いたしました。

続いて協議第42号社会福祉協議会の業務について。この件もご異議ないと思いますが、いかがでございしますか。

はい、ご異議ないようございしますので、原案どおり確認と決定いたしました。

協議第43号児童福祉業務についてご意見を受けたいと思います。

ご異議ないようございしますが、原案のとおり確認と決定させていただきました。ありがとうございました。

それでは続いて協議第44号診療所業務から協議第48号の文化芸術業務まで、5件について事務局の説明を受けたいと思います。

宮本班長 失礼いたします。会議資料の32ページをお開きください。協議第44号各種事務事業（診療所業務）の取扱いについて。診療所業務については、基本的に現行のまま新町に引き継ぐものとするが、新町としての一体性の確保と、住民が安心して暮らせる医療体制を確立するため、各診療所間での連携を図るものとするとしております。これについては、前回と変

更はございません。

内容についてご説明申し上げます。参考資料の56ページをお開きください。そこに両町村の診療所の状況を記載しておりますが、具体的調整方針としましては、基本調整案に加えまして、現在愛媛県においても今後の運営を検討しています県立北宇和病院の動向も視野に入れ、基盤強化や統廃合についても将来的に検討を行うとしております。

次に学校教育業務ですが、会議資料の33ページをお開きください。協議第45号各種事務事業(学校教育業務)の取扱いについて。1、小・中学校区については、新町移行後も当分の間は現行のとおりとする。2、児童生徒の通学補助については、児童生徒の通学状況及び公共交通機関の状況を十分に勘案し、新たに制度を設ける。3、スクールバス運行については、現行のまま新町に引き継ぐ。4、学校給食については、現行のまま新町に引き継ぐ。5、学校開放については、基準を統一する。6、奨学資金については、新たに制度を設け、平成17年度就学者から適用するとしております。これにつきましては基本的なことに変更はございません。

内容についてご説明申し上げます。参考資料の57ページをお開きください。

小学校・中学校につきましては、両町村の現況記載をいたしてあります。具体的調整方針としまして、新町移行後も当分の間は現行のとおりとする。将来においては、地域の実情及び児童生徒数の変動に伴い、校区の変更又は統廃合についても十分に調査し検討するとしております。

1枚めくっていただいて、58ページをお開きください。

通学補助についてですが、両町村の通学補助につきましてはそれぞれに状況が違います。具体的調整方針としまして、補助対象通学距離については、過疎遠距離通学費補助の基準に合わせる。公共交通機関利用の通学定期券購入については、定期代の全額を補助する。中学生の自転車購入補助及び自転車通学生ヘルメット購入補助については、新町において新たに基準を設けるとしております。

次にスクールバスの運行についてですが、現在運行されている状況をそのまま新町に引き継ぎます。

学校給食については、現行のまま新町に引き継ぎます。

59ページをお開きください。

学校開放についてですが、これも合併までに使用基準の統一を行うということで、内容の変更はございません。

次に奨学資金ですが、現在の奨学資金の制度の状況を記載いたしてあります。具体的調整方針としまして、育英奨学資金については、行政の持ち出しおよび住民の寄附金により成り立っており、長引く景気の低迷から、学資の支弁に困難なものを対象に、地域を担う人材育成の目的に基づき、新町において、新たに制度を設け平成17年度就学者から適用する。ただし、合併までに決定された育英奨学資金については、なお旧町村の例によ

り、新町に引き継ぐとしております。

続きまして社会教育業務です。会議資料の34ページをお開きください。協議第46号各種事務事業（社会教育業務）の取扱いについて。1、社会教育施設等については、現行のまま新町に引き継ぐ。2、公民館については、新町において中央公民館を設置する。現在の広見町中央公民館は廃止し、それ以外の公民館を地区館とし、分館については現行のまま新町に引き継ぐ。3、各種講座については、公民館を中心に開催されており、各公民館の主体性により実施する。4、人権教育については、新町の教育委員会において教育方針を策定しそれに基づき実施する。5、成人式については、新町移行後も当分の間は現行どおりとし、随時調整するとしております。これも基本的に変更はございません。

参考資料の60ページをお開きください。

まず社会教育施設について、両町村の状況を記載しております。細かくは各地域の集会所などもあるかと存じますが、ここでは教育委員会管理施設のみ記載であります。具体的調整方針としましては、現在の公民館をはじめとする社会教育施設は、住民の生涯学習の場として従来どおり活用するとしております。

次に公民館であります。現状では広見町中央公民館が設置されており、また日吉村に分館が設置されております。具体的調整案としまして、合併後、新町中央公民館を設置し、旧町村の中央公民館を除く公民館を地区館とする。公民館等における活動については、それぞれに内容は異なるが、地域に密着した活動であることから、新町移行後も当分の間は現行どおりとし、地域の実情を踏まえながら随時調整をする。公民館運営審議会については、それぞれの公民館に設置する。分館については、地域コミュニティの核となる団体であり、長年に渡る活動は住民自治の基本となっていることから、現状のまま新町に引き継ぐとしております。

1枚めくっていただきまして、61ページをお開きください。

社会教育における生涯学習講座は、主に公民館が実施主体となっており、現在両町村で行っております公民館の各講座の状況を記載しております。具体的調整方針としまして、各種講座については公民館が主体となって実施しており、合併後も各公民館の主体性による講座を開設するが、講座の内容及び日程、講師、指導者について、合併までに協議し調整をするとしております。

次に人権教育についてですが、両町村の活動内容には差がございます。具体的調整方針としまして、人権教育については、日本国憲法により、基本的人権は侵すことのできない永久の権利として保障されており、また、自由及び権利は国民の不断の努力によってこれを保持しなければならないと規定されている。また、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律において、「国民が、その発達段階に応じその人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」として位置づけられており、「地方公共団体においては地域

の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」とある。合併後は、新町教育委員会において国が定めた「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、人権教育に係る教育方針を策定し、実施する。教育協議会については、現在の協議会は解散し、新町教育委員会の教育方針に基づき、新たに設置するとしております。

次に成人式ですが、現状では開催日が広見町では1月3日、日吉村では8月14日と開催日が異なるだけで特段の差はございませんが、これまで開催されてきた背景から、具体的調整方針としまして、成人式については、今までの慣習が根強いことから新町移行後も当分の間は現行どおりとし、随時調整するとしております。

続きまして、社会体育業務です。会議資料の35ページをお開きください。協議第47号各種事務事業（社会体育業務）の取扱いについて。1、町村民運動会（体育祭）については、新町移行後も当分の間は現行どおりとし、随時調整する。スポーツ大会（行事）については、現在行われているもののうち、継続・廃止の問題を含め、新町に移行後速やかに調整するとしております。

参考資料の62ページをお開きください。

町村民運動会につきましては、現在実施しております両町村の状況を記載しておりますが、実施状況及び実施範囲が異なっております。具体的な調整方針としまして、2町村の運動会の開催については、主催団体及び開催方法が異なっており、合併後全町による運動会の開催は難しいため、当分の間は現在行われている範囲にとどめ、各公民館単位で実施の方向とし調整するとしております。

次にスポーツ大会について、現在両町村が主催となって実施しているスポーツ大会、教室を記載しております。また、これ以外にも体育協会等の各団体の主催スポーツ行事はございますが、現況は記載しておりません。具体的調整方針としまして、2町村主催のスポーツ大会（行事）については、それぞれ歴史と伝統のあるものもあり、新町移行後も現行のまま引き継ぐものもあるが、それぞれの内容を把握し、継続するか廃止するかについて十分な検討を行い、新町移行後のスポーツ行事として調整するとしております。

最後になりますが、文化芸術について。会議資料の36ページをご覧ください。協議第48号各種事務事業（文化芸術業務）の取扱いについて。

1、文化祭（展示、芸能発表）及びその他の文化行事については、開催方法の検討が必要であるため、新町に移行後、速やかに調整する。2、国・県指定文化財調査及び整備事業については、現行のまま新町に引き継ぐこととする。3、町村指定の文化財については、新町において新たな制度を設けることとする。これにつきましても前回と基本的内容は変更はございません。

参考資料の63ページをお開きください。

町村文化事業につきましては、現在実施されております両町村の状況を記載しておりますが、主催者が町村であったり文化協会であったりともまちまちで、開催規模につきましても異なっております。具体的な調整案としまして、芸能発表会及び文化祭等については、主催団体が町村や文化協会とまちまちであり、合併後は、規模・範囲・開催方法について関係団体と十分に協議を行い実施していく。それぞれの特色のある文化行事については、継続することが望ましいため、合併後の開催については、各団体と十分に協議を行い調整を行うとしております。

次に、国・県指定文化財及び町村指定文化財ですが、国・県指定文化財については広見町にはありますが、日吉村にはありません。具体的調整方針としまして、国・県指定文化財については、現に保存活動及び現地調査活動が行われており、後世に残す文化財として、現行のまま新町に引き継ぐとしております。これは、文化財保護法や愛媛県文化財保護条例の基に指定されている文化財で、先人の遺産として後世に残すべきものであり、現行のまま新町に引き継ぎます。

また、次にあります町村指定文化財につきましては、広見町が39件、日吉村が7件ありますが、両町村の指定状況及び指定基準に若干の差があります。具体的調整方針としましては、町村指定文化財については、原則として新町に引き継ぐ。なお、町村ごとに指定基準が異なっているため、新町移行後、新たに指定するための制度を設けるとしております。これも地域の歴史・文化であり、後世に引き継ぐべきものであり、合併後は新町の文化財保護条例を定めて、統一された基準の下で管理していくものです。

以上でございます。よろしくご審議ください。

山本会長

はい。以上で5件の説明が終わりました。やや時間が経過しておりますが、休憩をとらずに残りを処理させていただきたいと思いますので、ご協力をお願いしたいと思います。

それでは協議第44号診療所業務についてご意見を受けたいと存じます。

委員

異議なし。

山本会長

異議ないようでございますが、原案のとおり確認してよろしゅうございますか。はい、ありがとうございます。協議第44号診療所業務につきましては原案のとおり確認と決定されました。

続いて協議第45号学校教育業務についてご意見を受けたいと存じます。本案もご意見ないと思いますが、いかがでしょう。

はい、異議なしでございますので、原案のとおり確認と決定させていただきます。

協議第46号社会教育業務について。本案についてご意見を受けたいと

存じます。ご異議ないと思いますが、いかがでございましょうか。

委員 異議なし。

山本会長 はい、協議第46号社会教育業務につきましても、原案のとおり確認とさせていただきます。
続いて協議第47号社会体育業務について、ご意見を受けたいと思います。

委員 異議なし。

山本会長 異議なしでございますが、調整方法でご異議ございませんか。はい、それでは異議なしと認めまして、協議第47号社会体育業務につきましても、原案のとおり確認と決定させていただきます。
最後に協議第48号でございますが、文化芸術業務について、本案もご異議ないと思いますが。

委員 異議なし。

山本会長 異議なしの声出とりますが、そのように決定させていただきたいと思えます。
以上で、予定いたしました案件30件超えておりましたけれども、皆様方のご協力ですべて議論いたしまして、一部継続のものもございますけれども、これは次回4月の7日予定でございますけれども、協議を受けたいと存じております。
それでは、松浦副会長さんのほうからごあいさつを……。あ、その他。すみません、急ぎまして恐縮であります。訂正させていただきます。
その他で、事務局のほうから説明申し上げます。

宮本班長 失礼いたします。新規協議としまして30件の、大変たくさんの量を説明申し上げましたが、その中の資料、今委員さん見ていただきました中に、一部誤字それから脱字がございましたので、訂正をお願いしたいと思います。
まず、参考資料だけですが、参考資料の45ページ。45ページの保健事業。その中の具体的調整方針の右側に、3行目に「ただし、超音波検診事業補助金については、人間ドックに超音波検診を」というふうに記載しておりますが、「人間ドック」、濁点がないのが正しいであろうというふうなことで、ご指摘をいただいております。これを、訂正をお願いいたします。
それから51ページになるんですが、51ページの4番目の高齢者福祉

センター運営事業。この中の一番下の行ですが、「恐れがあるための非難」、この「非難」が人を非難する非難になってしもうとりました、大変申し訳ありません。緊急避難を要する「避難」でございますので、文字の訂正をお願いしたらと思います。

それからもう1点ございます。61ページになるわけなんです。61ページの真ん中、人権教育の欄の日吉村の状況、ここに役員の欄の副会長、「教育長」とありますその横に日吉村「人対協会長」とありますが、これ「人対協副会長」ということですので、その点脱字になっておりますので、大変ご迷惑かけますが、1文字加筆をお願いしたらと思います。

松本班長

資料一番最後のページになりますが、次回の第4回の協議会は、4月7日水曜日、午後2時から日吉村住民センターのほうで開催する予定ですので、日程の調整方よろしく願いをいたします。以上です。

松浦副会長

それでは、閉会にあたりまして一言お礼のごあいさつを申し上げたいと思います。

今日は大変盛りだくさんの議案、そして協議事項ございました。お疲れでございました。たいした異議もなく、ほとんどの議案が確認をいただきました。ありがとうございました。事務段階で随分時間をかけて協議をしてくれておりますし、もうかつての協議会の中でも議論をした問題がほとんどでございますので、特別問題はないということであろうかと思えますけれども。今後の協議の確認の事項については、今後とも合併協議会として大切にしながらですね、合併に向けて努力をしてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解とご協力をお願いをいたしたいと思えます。

それでは、大変お疲れでございましたが、これをもちまして今日の会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

広見町・日吉村合併協議会会長

会 議 録 署 名 人

会 議 録 署 名 人